

令和元年度 事業計画

第1 基本方針

石川県の総人口は、平成30年10月1日現在の推計で、約1,143千人（前年1,147千人）と、減少が続いているが、そのうち65歳以上の高齢者人口は約330千人（前年327千人）、高齢化率29.2%（前年28.9%）と、前年よりも増加している。高齢者の中でも、75歳以上の後期高齢者の比率が50.1%となっている。

本県経済は、鉱工業生産指数や有効求人倍率が、高い水準で推移しており、日銀金沢支店の金融経済月報では、景気が引き続き拡大しているとされている。一方、好調な経済状況のもと、企業の人手不足感が強まっている状況にある。

こうした中、国の政策である「ニッポン一億総活躍プラン」の働き方改革の中では、「高齢者就労の推進」や「シルバー人材センターの業務範囲の緩和によるその活用」などが提言され、シルバー人材センターの役割がますます期待されている。

また、昨年2月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」においては、「退職後に、臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者等に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業を推進する。さらに、地方公共団体が中心となって、シルバー人材センターなど地域の様々な機関と連携して高齢者の就業機会を創る取組を推進する。」とされたところである。

石川県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）では、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とした「事業推進計画（中期計画）」において、会員数及び受注金額等の具体的な数値目標を掲げて、連合会及び県内シルバー人材センター（以下「センター」という。）が一体となって、シルバー人材センター事業（以下「センター事業」という。）の拡大に向けて、積極的な事業運営、さらには地域社会の振興・発展に取り組むこととしている。

センター事業を運営するにあたっては、労働関係法令の遵守と、平成28年に国及び全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）が作成した「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った就業に留意し、また、高齢者の就業ニーズに合った就業機会の確保を図っていくことが重要である。

本県のセンター事業は、各センターの尽力により受注件数及び契約金額は順調に伸びている。一方、一部の分野では、就業できる会員の不足のため、発注者の要望に応えられない場合もあり、減少傾向にある会員数の拡大・確保と、適切なマッチングが求められている。

また、シルバー事業の要である安全就業については、事故防止に取り組んでいるものの、会員の受傷事故及び損害賠償事故ともに前年度と比べて増加している。引き続き就業中や途上の事故の未然防止に向け、連合会及び各センターが一丸となって安全就業の徹底を図ることとする。

第2 重点事業

連合会の平成31年度の事業の推進に当たっては、センターを取り巻く環境及び会員意識の状況を把握するとともに、センター並びにハローワーク、市町及び業界団体等関係機関と連携し、引き続き効率的・効果的な事業展開を図るため、次の事項を重点として各事業の着実な実施に努め、積極的かつ効果的な取組を展開する。

□ 安全就業の確保及び徹底

シルバー事業運営の根幹である安全就業の確保について、会員の受傷事故及び損害賠償事故の未然防止のため、徹底した会員意識の啓発と環境整備に努める。

このため、請負・委任により就業する会員の安全の確保及び事故の防止並びに健康の保持増進について協議する協議会を新たに設置することとし、主として派遣労働会員及び連合会職員を対象として平成29年度に設置した衛生委員会とともに取組を進める。

また、シルバー派遣業務において自動車運転に従事する会員に対する安全運転技能講習や健康チェック等を引き続き実施し、一層の交通安全意識の向上及び事故防止に努める。

□ 会員の拡大

高齢社会の中で、地域を支えるシルバーに対する期待が高まる中、働きたい高齢者の増加に対応し、地域社会や経済の労働ニーズに応えるためには、会員の増が必要であり、地域での存在感を高めていく必要がある。減少傾向にある会員数の拡大・確保は喫緊の課題であり、このため、入会の促進に向けた積極的な広報活動及び強力で多彩な入会勧奨活動を実施する。

□ 就業機会の拡大

多様化する高齢者の就業ニーズに対応するために、また、地域の個人・事業者が求める業務受注に的確に応えるために、より一層の就業機会の拡大と発掘に取り組むとともに、きめ細やかな就業のマッチングに努める。併せて、公益法人としてのコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図る。

第3 事業実施計画

〈シルバー人材センター事業の運営に関する支援等〉

高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を県内全域で一体的に推進する。

1 普及啓発事業

センター事業について、広く県民各層の理解と認識を得て、事業の活性化に資するため、あらゆる機会をとらえて周知・広報を行うなど普及啓発に努め、会員の拡大、就業機会の拡大等につなげる。

- (1) (新) 普及啓発イベント「シニアフェスタ(仮称)」の開催（県内数カ所）

- (2) (新) テレビコマーシャル、新聞折込みによる広報
- (3) 新聞、地域誌、経済団体広報誌等による広域的な広報
- (4) ハローワークにおけるセンターの出張相談、企業説明会への参加等の取組を支援
- (5) 普及啓発のためのポスター、リーフレット等の作成・配布
- (6) 行政及び業界団体等の広報誌等の活用、報道機関への積極的な情報提供
- (7) 普及啓発促進月間（10月）及び「シルバーの日（10月第3土曜日：本年10月19日）」を中心とした連合会・各センターによる各種啓発活動の展開並びに報道機関への情報提供
- (8) ボランティア活動などの社会参加や会員相互の親睦活動状況等の広報
- (9) センターの普及啓発活動を支援するための用品等の作成・配布
- (10) 機関誌「シルバー連合会いしかわ」の発行（年2回）
- (11) ホームページを活用した周知・広報
- (12) (新) 連合会主催グラウンド・ゴルフ大会の開催
- (13) 国、県及び同関係団体等に対する支援等の要請活動
- (14) センター未設置地域への設置の要請活動

2 安全・適正就業対策推進事業

県内全域で安全・適正就業対策を効果的かつ着実に実施するため、安全・適正就業推進専門委員会で策定する「安全・適正就業推進計画」に基づき、安全就業及び事故防止対策並びに適正就業対策を進める。

また、受注の拡大及びこれに伴う就業形態の多様化が進む中で、労働関係法令及び平成28年9月に厚生労働省から発せられた「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に則った就業の一層の適正化を進める。

- (1) 安全・適正就業推進専門委員会の開催

〈安全就業対策〉

- (2) 安全パトロールの実施
- (3) 安全・適正就業強化月間の設定（7月）、安全・適正就業推進大会の開催、各センターが行う研修への講師派遣
- (4) 事故状況の把握・分析、事故防止意識の徹底、「安全ニュース」等の情報提供
- (5) 産業医及び衛生管理者による派遣先及び職場巡視の実施、健康教育研修の実施、健康相談、健康情報の提供の実施
- (6) 衛生委員会の開催（毎月）
- (7) (新) 安全対策協議会(仮称)を設置し、請負・委任により就業する会員の安全の確保及び事故の防止並びに健康の保持増進について協議
- (8) センター（シルバー派遣実施事業所）の衛生体制整備の支援、衛生管理者免許資格取得等の勧奨

- (9) 自動車運転業務従事会員について、平成30年3月に連合会が策定した「派遣業務における自動車の安全運転に関する方針」に基づき、安全運転技能講習や健康チェック等を実施し、一層の交通安全意識の向上及び事故防止の運動を推進
- (10) 安全就業等の啓発資材の作成・配布

〈適正就業対策〉

- (11) 労働関係法規及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保
- (12) シルバー事業の意義を遵守した「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」への就労の確保
- (13) 石川労働局の指導を得て、適正就業に係る研修の実施、適正就業の推進

3 就業開拓等事業

多様化する地域のニーズや会員の就業ニーズに対応するため、新たな就業分野の開拓、拡大、情報の収集等を行う。

- (1) 就業開拓推進専門委員会の開催
- (2) 労働関係法規及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保（再掲）
- (3) ハローワーク、市町、地域業界団体等との連携強化による就業機会拡大に係る支援
- (4) 福祉・家事・子育て支援サービス等の事業の実施に係る支援
- (5) 会員ニーズの高い分野の就業開拓及び発注者や地域のニーズに応じた就業形態の開発支援
- (6) 空き家管理など地域課題に着目した独自事業の取組に係る支援
- (7) 企業情報の収集・提供、広域的な就業開拓と需給調整等
- (8) 会員の知識や経験を活かした特産品、工芸品等の生産・販売などの独自事業の開発及び取組に係る支援
- (9) 就業開拓用リーフレット等の作成・配布
- (10) 全シ協、北信越シルバー人材センター連絡協議会（以下「北シ協」という。）主催の各種事業への参加、情報収集・提供

4 交流研修事業

センターの役職員のシルバー事業全般にわたる関係知識の習得と理解により、事業の活性化と適正な運営を確保するため、連合会及び各センターの役職員及び実務担当者を対象とした各種研修会等を実施する。

- (1) 研修会等の実施（新任理事・監事研修、センター理事長会議、新任事務局長研修、テーマ別研修、業務・経理担当者研修等）

- (2) 全シ協が実施する「新任理事長研修」「新任事務局長研修」の受講をセンターに勧奨
- (3) 全シ協、北シ協主催の各種事業への参加要請及び他県の優良センターとの交流の支援

5 センターの運営等に関する助言・指導事業

地域社会のニーズや制度改正等に的確に対応するため、専門的及び実践的な助言・指導、情報提供等を行うとともに、訪問や会議の開催等により、各センターの運営管理上の課題を把握するとともに、必要な助言、指導等を行う。

- (1) 高齢者の社会参加活動の領域の拡大・助言
- (2) 独自事業への取組による就業確保への支援
- (3) 法令遵守の業務運営及び事務処理及び会計経理・税務処理・労務管理等の助言
- (4) 石川県公益認定等審議会事務局（労働企画課）及び石川労働局が実施する検査・業務指導への対応
- (5) 全シ協の委任を受けて、センターを対象として定期指導を実施
- (6) 連合会による個別指導の実施及びセンターからの相談への対応

6 センター事業の連携支援事業

今後ニーズの増加が予想される介護や、技能を有する会員が減少している分野等への取組を強化するため、センターの研修事業を支援する。

- (1) 各種研修会のセンターとの共同実施
- (2) 関係機関との連携・情報収集、担当者会議の開催による情報提供
- (3) センター業務の軽量化に向けた事務の集中化等についての調査・研究

7 調査研究事業

センター事業の現状、課題等を把握し、事業の充実と推進を図るため、情報の収集、提供等を行う。

- (1) 各種統計の集計・分析
- (2) 企業等情報・資料の収集及び提供
- (3) 事業実施状況の把握・分析及び事業概要等の統計調査
- (4) 「シルバー人材センター連合会事業概要」の作成・配布
- (5) その他シルバー事業の運営に必要な調査

〈高齢者のための就業機会の確保及び提供等〉

8 労働者派遣事業

労働者派遣事業の実施事業所（各センター）を通じて、会員に対して労働者派遣による

就業機会の提供を行うとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る総括管理（事業の適正実施に係る統括、労働契約及び労働者派遣契約の管理、会計の管理、行政への届出等）などを行う。

- (1) 派遣事業の総括管理（届出取りまとめ、契約管理、会計管理、事業実績管理、規程・実施要綱・様式の制定、関係法規の周知徹底、実施事業所（センター）訪問指導等）
- (2) 労働関係法令及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保（再掲）
- (3) 高齢法第39条による業務拡大関係事務の実施
- (4) 派遣会員の健康・安全対策の推進
- (5) 衛生委員会の開催（毎月）（再掲）
- (6) 派遣先で人員送迎業務を担当する派遣会員に、交通事故防止対策等の安全運転技能講習（運転技能診断）の実施や健康チェック等の実施（再掲）
- (7) 実施事業所責任者等会議の開催、石川労働局・全シ協等との連絡調整による情報の共有
- (8) 派遣元責任者講習の受講を勧奨

9 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業の的確な実施に努めるとともに、実施事業所責任者等会議の開催、石川労働局・全シ協等との連絡調整による情報の共有ほか、職業紹介責任者及び紹介従事者に対して職業紹介責任者講習の受講を勧奨する。

〈国の委託事業〉

10（新）高齢者活躍人材確保育成事業（※30年度まで高齢者活躍人材育成事業）

石川労働局からの委託契約に基づき、高齢者や事業主に対して、自己の都合や働く意欲の変化に応じて臨機に就業機会を提供することにより、人手不足問題の解決に寄与するシルバー人材センターを周知するとともに、実際の就業体験を通じて、高齢者、事業主双方の理解を深めることにより、シルバー人材センターにおける高齢者の一層の活躍を促進する。

（委託内容及び本連合会の取組）

- (1) シルバー人材センターに関する周知・広報の実施
 - ・（新）普及啓発イベント「シニアフェスタ（仮称）」の開催（県内数カ所）（再掲）
 - ・（新）テレビコマーシャル、新聞折込みによる広報（再掲）
- (2) （新）シルバー人材センターを通じた就業体験の実施
- (3) シルバー人材センターでの就業に必要な技能講習の実施

〈法人事業〉

1 総会及び会議の開催

総会及び理事会等定款に定める会議のほか、連合会の事業を円滑に推進するために必要な各種会議を開催する。

- (1) 定時総会（1回）
- (2) 理事会（役員会）（3回以上開催）
- (3) 理事長会議（1回） 事務局長会議（3回）
- (4) その他

2 事業運営に係る進捗管理

平成27年3月に策定した「事業推進計画（中期計画）」に基づき事業の推進を図る中で必要な点検を実施し、平成30年度事業の実施状況を評価し、事業運営の管理を行う。

3（新）事業推進計画（中期計画）の策定

現在の事業推進計画（中期計画）は、平成31年度で終了することとなるため、平成32年度から平成36年度までを計画期間とする新たな事業推進計画（中期計画）を策定する。

4 公益法人制度への対応

公益社団法人として円滑な事務ができるよう、石川県公益認定等審議会事務局との連絡調整を図るとともに、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家等の指導・助言を得ながら、センターにおける事務作業の支援を行う。